

## 《糸満青少年の家利用の手続について》

### I 利用手続

本所のご利用に当りましては、下記①から④の条件に基づき、手続をお願いします。

#### 【重要】

#### ＜申し込み手続の流れ＞

仮受付（電話または来所にて） ➡ 仮受付後 2・3 日中に「宿泊利用者対象利用確認書」を提出 ➡ 申込書類の提出「利用許可申請書」・「研修計画書」を利用日の 1 ヶ月前までに提出 ➡ 事前調整で 1 ヶ月から 3 週間前までに専門職員と事前の打ち合わせを行う ➡ 利用許可書の発行

※（新規利用者は必ず下見に来所すること）

#### ① 青少年の家設置の目的

青少年の団体宿泊訓練及び青少年、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修を行うことにより、健全な青少年の育成を図り、もって社会教育の振興に資することを目的とする。

#### ② 利用できる団体

ア 青少年団体、学校（学年・学級・生徒会・部活動等）、幼稚園・保育園等、婦人会、老人会、研修会実施の官公庁・企業等

イ その他所長が適当と認めた団体

#### ③ 休所日（受け入れ業務をしない日）

ア 毎週月曜日（月曜日が祝祭日のときは翌日となる）

イ 年末年始（12月29日～1月3日）

ウ 臨時休所日（特別の事情により所長が必要と認めた日）

#### ④ 「施設利用料」、「必要経費」はホームページの「利用案内」をご参照下さい。

### II 食事に関する調整

食事に関し、人数の変更・相談・アレルギー関連等は、食堂スタッフへ直接ご連絡下さい。

浦川（090-1944-5999）

### III 利用料免除対象者

- 1 児童生徒（就学前の幼児、小学校の児童並びに中学校、高等学校及び専修学校等高等課程の生徒とその引率者（児童・生徒の数の1割）が教育課程に基づく教育活動として利用する場合
- 2 身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの介護人が利用する場合
- 3 沖縄県及び沖縄県教育委員会が主催（共催を含む）する研修に利用する場合

[免除参考例]

利用団体所属	研修の目的・形態	備考
幼稚園	お泊り保育	保育園を含む
小・中学校	自然学習・宿泊体験	
	社会科見学	
	リーダー研修（生徒会）	
高校	新入生オリエンテーション	専修学校等高等課程含む
	学校（生徒会）主催の研修	
その他	県（教委）主催の研修	共催含む

※上記事項により免除を申し込まれる団体は、利用料金免除申請書（第4号様式）を提出して下さい。